

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（参考資料）

1 本年度の人事院勧告概要（勧告日 H30. 8. 10）のうち飯田市関係分

(1) 給与改定

ア 俸給表の改定

- ・行政職俸給表(一) 改定率平均0.2%とし、新採初任給を1,500円引上げ、若年層についても1,000円程度を改定し、その他は400円の引上げを基本に改定
- ・その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定

イ 期末・勤勉手当の改定

- ・支給月数の引上げ 4.40月分→4.45月分（引き上げ分は勤勉手当に配分）

(一般の職員の場合)		6月期	12月期
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.900月（支給済み）	0.950月（現行0.900月）
31年度以降	期末手当	1.300月	1.300月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

ウ i 再任用職員の期末・勤勉手当 2.30月→2.35月

- ii 指定職俸給表適用職員※ 任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても支給月数を引上げ（3.3月分→3.35月分）

※ 指定職俸給表適用職員とは民間企業の役員クラスを指す。具体的には事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官など

エ 実施時期 月例給：平成30年4月1日 期末・勤勉手当：法律の公布日

※政府は、11月16日に(1)の勧告（以下「人事院勧告」という。）どおりの実施を閣議決定  
法案は11月26日に衆議院本会議において可決後、11月28日に参議院本会議において可決され、  
11月30日付で法律が公布

2 改正する条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 改正内容

上記改正条例の(1)から(5)をそれぞれ2条構成で改正案を上程

- ・H30. 4. 1に遡及して施行…第1条、第3条、第5条、第7条、第9条
- ・H31. 4. 1から施行…第2条、第4条、第6条、第8条、第10条

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

**第1条**

ア 平成30年度の一般職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を95/100（特定管理職員

にあつては115/100) に引上げる。また再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を47.5/100 (特定管理職員にあつては57.5/100) に引上げる。

イ 行政職、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)の給料表を改正する。

#### 第2条

ア 平成31年度以降の勤勉手当は第1条で引き上げた年間割合を、6月期及び12月期で均等に配分

i 一般職員の勤勉手当の支給割合は92.5/100 (特定管理職員にあつては112.5/100)

ii 再任用職員の勤勉手当の支給割合は45/100 (特定管理職員にあつては55/100)

イ 平成31年度以降の期末手当(引き上げなし)は支給割合を、6月期及び12月期で均等配分

i 一般職員の勤勉手当の支給割合は130/100 (特定管理職員にあつては110/100)

ii 再任用職員の勤勉手当の支給割合は72.5/100 (特定管理職員にあつては62.5/100)

ウ 条例本則第5条給料表イ医療職給料表(2)の備考の中に「公認心理師」を加える。

第5条第2項関係別表第3 ア「行政職給料表級別基準職務表」及びウ「医療職給料表(2)級別基準職務表」中の「看護助手」を「看護補助者」に改め、「公認心理師」を加える。

別表第4 夜間看護手当の項中に、看護補助者を加える。

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 平成30年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を177.5/100に引上げる。

第4条 平成31年度以降の市長等の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を167.5/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

第5条 平成30年度の市議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を177.5/100に引上げる。

第6条 平成31年度以降の市議会議員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を167.5/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第7条 平成30年度の任期付研究員の期末手当について、12月期の支給割合を170/100に引上げる。また、給料月額について、それぞれ1,000円引上げる。

第8条 平成31年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第9条 平成30年度の特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を170/100に引上げる。給料表を改正する。

第10条 平成31年度以降の特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ167.5/100とする。

(6) 附則

ア 第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は平成30年4月1日から適用する。

イ 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は平成31年4月1日から適用する。

ウ 既に支払った給料は内払い扱いとし、増額になった差額を後日支払う。

エ 条例の施行についての必要事項は市長に委任する。